

京都モルッククラブ

会則

第1章 総則

第1条 (名称)

京都モルックのクラブ（以下、当会クラブという）を正式名称とします。

第2条 (目的)

初心者からプロ、子供からお年寄りまで参加する幅広い会員の連携協力によって、モルックに関する技術、コミュニティーの発展を図ると共に、モルックを通じて、地域や社会に貢献することを目的とし、一般社団法人日本モルック協会の理念に従い行動します。

第3条 (事業)

1. 当クラブは前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の整備
- (2) 当クラブ HP の運営
- (3) 当クラブ主催の大会企画・運営
- (4) 他団体のモルック団体の支援
- (5) 普及を目的としたモルックの体験会
- (6) 当クラブ会員の交流・技術向上
- (7) その他、当クラブ役員会が適当と認めた事業

2. 前項 (5) (6) の実施日程、参加方法は以下のとおりとする。

定例会日程

- ・ 奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月） 第4土曜日
- ・ 偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月） 第4日曜日
- ・ その他（毎週土日/祝に実施する）練習会

当会の週の始まりは月曜日とします。

臨時練習会を行う場合は FaceBook、twitter で発信します。

時間

- ・ 夏季 09:00～19:00
- ・ 冬季 09:00～17:00

場所

- ・ 晴天 三條坊町児童公園（三条春日）
- ・ 雨天 下海印寺西条公園（西山天王山）もしくは中止

参加方法

- ・ 定例会 Live Poket またはスposルアプリにて参加表明を行う。
- ・ 臨時練習会 スposルアプリにて参加表明を行う。

第4条（事業年度）

当クラブの事業年度は毎年1月1日～12月31日とする。

第2章 役員及び職務

第5条（役員）

当クラブに次の役員を置く。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・総務部長 1名
- ・広報部長 1名

第6条（役員を選出）

役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は原則として役員が無記名投票から選出し、総会の承諾を受けなければならない。
- (2) 総務及び広報は役員会の推薦に基づき総会の承諾を受けなければならない。

第7条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 役員が欠けた場合、補充の役員は役員で選任することができる。
ただし役員会が会務に支障が無いと認めたときは、この限りではない。
- (2) 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- (3) 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第8条（役員職務）

役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は当クラブを代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会計、経理を行います。
また、会長が不在の場合は会長代理として会務を統括します。
- (3) 総務は会員データの管理、書類の作成を行います。
- (4) 広報はSNSを中心に広報活動を行います。

役員は相互間の連携を密にして当クラブの円滑な運営を図る為に協力をしなければならない。

一般会員 入会金 ¥3,000-
年間費 なし
月会費 ¥550- (コンビニ払いは一括で¥7,200-)

学生会員 入会金 ¥3,000-
年間費 なし
月会費 ¥300- (コンビニ払いは一括で¥4,200-)

キッズ会員 入会金 ¥3,000-
年間費 なし
月会費 ¥300- (コンビニ払いは一括で¥4,200-)

・ドロップイン会員

入会金 なし
年間費 なし
月会費 ¥600-

・体験会員

入会金 なし
年間費 なし
月会費 ¥500-

第4章 総会

第12条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第13条 (権限)

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選解任
- (2) 決算関連書類の承認
- (3) 会則に関する重要な変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他総会で決議することが必要とされる事項

第14条（開催）

総会は、必要がある場合に適宜開催する。

第15条（召集）

総会は、役員会の決議に基づき会長が収集する。

第16条（議長）

総会の議長は、会長がこれにあたる。

第17条（議決権）

総会における議決権は、構成対象の会員1名につき1つとする。

第18条（決議）

総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行なう。

第18条（議決権の代理行使）

正会員は、代理人によってその議決権を行使することはできない。

第19条（議事録）

総会の議事について、その経緯を明らかにするための議事録を作成する。

第20条（総会運営規定）

総会の運営に関する必要な事項は、この会則に定めるもののほか、別途定めることができる。

第5章 役員会

第21条（構成）

当クラブに役員会を置き、役員会は全ての役職をもって構成する。

第22条（権限）

役員会は、次の職務を行う。

- (1) 当クラブの業務執行の決定
- (2) 会長、副会長及びその他役職の選定及び解職

第23条（召集）

役員会は、年度末に会長が議長となり開催する。ただし通知により日時および場所を変更することができる。そのほか、必要に応じ臨時に役員会を開催する。

2、会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が役員会を召集する。

第24条（決議）

役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

第25条（決議の省略）

役員が役員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる役員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第26条（報告の省略）

役員が役員全員に対して役員会に報告すべき事項をあらかじめ通知したときは、その事項を役員会へ報告することを要しない。

第27条（議事録）

役員会の議事については、その経過を明らかにするための議事録を作成する。

第28条（役員会運営規定）

役員会の運営に関する必要な事項は、この会則に定めるもののほか、別途定めることができる。

第6章 会計

第29条（事業計画及び収支予算）

当クラブの事業計画書、収支予算書については、原則として毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、役員会の承認を得なければならない。

第30条（事業計画及び収支予算）

当クラブの事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後、会長が次の書類を作成し、役員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支報告

第7章 会則の変更及び解散

第31条（会則の変更）

この会則は、役員会の審議を経て総会の決議によって変更する。

ただし、軽微な変更については、理事会の決議によって変更ができるものとする。

第32条（解散）

当クラブは、総会の決議により解散する。

第33条（残余財産の帰属）

当クラブが清算する場合において有する残余財産は、総会の決議により決定する。

第34条（剰余金）

剰余金が生じた際は、次年度に繰り越すものとする。

第8章 公告の方法

第35条（公告の方法）

当クラブの公告は、電磁的方法で掲示する方法により行う。

第9章 個人情報の保護

第36条（方針）

当会は別段の定めをしている場合を除き、運営上取扱う会員や関係者などの特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」といいます）の取扱いについて、以下のとおり「個人情報保護方針」を定めその保護に努めます

【個人情報の取得について】

- ・個人情報の取得は適法かつ公正な手段によって行います。

【個人情報の利用について】

- ・取得する個人情報の利用目的をできるだけ特定し明らかにします。
- ・個人情報の利用は、利用目的の範囲内で、具体的な業務に応じて権限を有する者が、運営上必要な範囲内で行います。

【個人情報の第三者への開示・提供について】

以下の場合を除き、ご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示・提供することはいたしません。

- ・個人を識別することができない状態（統計資料等）で開示・提供する場合
- ・運営上必要な範囲内で、関係先に開示・提供する場合
- ・法令等に基づく場合

【個人情報の管理(安全管理措置)について】

- ・個人情報に対する不正アクセス、個人情報の紛失、改ざん、漏洩などを防止するため、適切な安全対策を講じます。
- ・個人情報の取扱いに関する規定を定め着実に実行するとともに、継続的に改善していきます。

【個人情報の開示、訂正、利用停止などについて】

- ・自己の個人情報について、開示、訂正、利用停止などの要請があった場合には、ご本人であることを確認の上で対応し個人情報に関する質問及びクレーム処理を含むお問合せは「総務部」でお受けいたします。

【法令等の遵守】

- ・個人情報の取扱いに係る法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護方針の内容を継続的に見直し改善に努めます。

第10章 反社会的勢力の排除

第37条（反社会的勢力の排除）

当会は、役員（会長、副会長、各部長、補佐又はこれらに準ずる者をいう。）又は会員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び以下のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。

- ・反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ・反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
- ・反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ・役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

役員及会員は、自ら又は第三者を利用して以下の一つにも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証します。

- ・ 暴力的な要求行為
- ・ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ・ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

以上

制定 2020 年 12 月 14 日

改訂 2024 年 12 月 31 日

京都市右京区西院清水町 144

代表 牧野 唯仁